

総合評価方式による 入札の試行について

平成 31 年 4 月改定

西東京市 総務部 契約課

I 総合評価方式の導入

1 総合評価方式の導入背景

平成 17 年 4 月 1 日に施行されました「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」では、公共工事の品質確保に関する基本理念が示され、促進に向けた基本的事項が定められています。

品確法では、技術的能力が高くない建設業者が施工し、公共工事の品質の低下を招くことが懸念されることから、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質が総合的に優れた調達を行うことにより品質確保の促進を図ることが求められています。

2 総合評価方式の導入目的

西東京市では、これまでほとんどの公共工事の発注に関し、制限付一般競争入札又は指名競争入札での価格競争による業者選定を行ってきましたが、幸いにも、近年広く問題となっているような低価格の落札による不良工事の発生といった事例は見当たりません。

しかしながら、昨今の経済状況や公共工事の減少などを考慮すると、これまでと同様に品質が確保されとも限らない状況となっています。

このような事態を避け、また、高い技術的能力を持ち地域の発展に積極的な建設業者が成長できる環境を作り、そして西東京市にとって最も優れた調達を実現することを目的として、総合評価方式を導入することにしました。

3 総合評価方式の導入時期

西東京市においては、平成 23 年 2 月に「西東京市施工能力審査型総合評価方式試行要領（以下「総合評価方式試行要領」という。）」を制定し、平成 23 年度より試行的に総合評価方式を導入しています。

4 総合評価方式の見直し

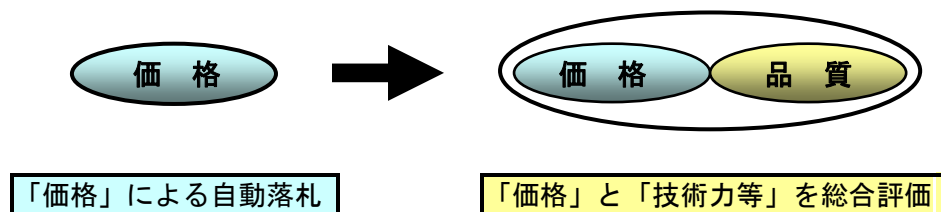
総合評価方式の導入後、社会経済情勢等の変化とともに、平成 26 年 6 月には品確法が改正され、現在及び将来の公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保の促進を図ることなどが発注者に求められています。

このため、西東京市においても、これまでの試行実施の状況や品確法の改正趣旨等を踏まえ、総合評価方式による入札の競争性を高めるとともに、公共工事のより一層の品質確保を図ることを目的に、総合評価方式試行要領の一部を改正し、総合評価方式の試行を継続することにしました。

Ⅱ 総合評価方式の概要

1 総合評価方式とは

価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式のことです。



2 総合評価方式のメリット

総合評価方式には次のようなメリットがあります。

- ① 価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができます。
- ② 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができます。
- ③ 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。
- ④ 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。
- ⑤ 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進します。

3 総合評価方式のタイプ

西東京市では、技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の工事成績や施工実績など定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式である「施工能力審査型（特別簡易型）」を採用しています。

4 評価項目と評価基準

総合評価方式は、技術等に関する評価（価格以外の評価）を行うことから、評価項目と各評価項目の評価値（評価基準）を定める必要があります。

評価項目には、企業の施工実績や工事成績などがあげられます。

西東京市では、「総合評価方式試行要領」において、評価項目と評価基準の標準例を定めていますが、試行する案件ごとに適用する評価項目を設定します。

なお、評価項目等については、試行実施の結果や社会経済情勢の変化等に合わせて、適宜見直しを図っていきます。

5 総合評価値の算出方法

西東京市では、総合評価方式において、落札者を決定する総合評価値の算出方法として、加算方式を採用しています。

$$\text{総合評価値（点）} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$

その詳細については、「西東京市施工能力審査型総合評価方式試行要領」の落札者決定基準（標準例）において、定めています。

6 総合評価方式における失格基準

西東京市では、総合評価方式において、ダンピング防止のため失格基準を設定しています。

平成31年4月以降は、価格による失格基準（最低制限価格）から総合評価値による失格基準へ変更を行い、最低制限価格相当額以下での応札者についても総合評価値による基準を満たした場合には落札者となる可能性があります。